

## 2007年日本政府年次報告

### 職業安定組織の構成に関する条約（第88号）

（2005年6月1日～2007年5月31日）

#### 1 質問 I について

前回までの報告について、以下のとおり改める。

国家公務員法（1947年法律第120号）

厚生労働省設置法（1999年法律第97号）

厚生労働省組織令（2000年政令第252号）

雇用対策法（1966年法律第132号）

雇用対策法施行令（1966年政令第262号）

雇用対策法施行規則（1966年労働省令第23号）

職業安定法（1947年法律第141号）

職業安定法施行令（1953年政令第242号）

職業安定法施行規則（1947年労働省令第12号）

雇用保険法（1974年法律第116号）

雇用保険法施行令（1975年政令第25号）

雇用保険法施行規則（1975年労働省令第3号）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（1985年法律第88号）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（1986年政令第95号）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（1986年労働省令第20号）

高齢者の雇用の安定等に関する法律（1971年法律第68号）

高齢者の雇用の安定等に関する法律施行令（1976年政令第252号）

高齢者の雇用の安定等に関する法律施行規則（1971年労働省令第24号）

障害者の雇用の促進等に関する法律（1960年法律第123号）

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（1960年政令第292号）

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（1976年労働省令第38号）

地域雇用開発促進法（1987年法律第23号）

地域雇用開発促進法施行規則（2001年厚生労働省令第193号）

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（1991年法律第57号）

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行令（1991年政令第244号）

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行規則（1991年通商産業省・労働省令第3号）

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（１９９２年法律第６３号）  
介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行令（１９９２年政令第２３３号）  
介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（１９９２年労働省令第１  
８号）  
看護師等の人材確保の促進に関する法律（１９９２年法律第８６号）  
国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（１９７７年法律第９４  
号）  
国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令（１９７７年政令  
第３２９号）  
国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（１９７７年労  
働省令第３０号）  
駐留軍関係離職者等臨時措置法（１９５８年法律第１５８号）  
駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく就職指導に関する省令（１９６６年労働  
省令第２６号）  
港湾労働法（１９８８年法律第４０号）  
港湾労働法施行令（１９８８年政令第３３５号）  
港湾労働法施行規則（１９８８年労働省令第３５号）  
建設労働者の雇用の改善等に関する法律（１９７６年法律第３３号）  
建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行令（２００５年政令第３１４号）  
建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（１９７６年労働省令第２９号）  
農村地域工業等導入促進法（１９７１年６月２１日法律第１１２号）  
本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（１９  
８１年法律第７２号）  
本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づ  
く就職指導等に関する省令（１９８１年労働省令第３８号）  
職業能力開発促進法（１９６９年法律第６４号）  
職業能力開発促進法施行令（１９６９年政令第２５８号）  
職業能力開発促進法施行規則（１９６９年労働省令第２４号）

## 2 質問Ⅱについて

### 〔第1条関係〕

前回までの報告について、以下のとおり改める。

日本における無料の公共職業安定組織は、職業安定法及び厚生労働省設置法に基づき設置されている。公共職業安定所は、職業紹介、職業指導、雇用保険その他職業安定法等の目的を達成するために必要な事項を行うため無料で公共に奉仕する機関として国が設置している（職業安定法第8条）。

日本の職業安定組織の任務は、職業安定法第1条において「この法律は、雇用対策法と相まって、公共に奉仕する公共職業安定所その他の職業安定機関が関係行政庁又は関係団体の協力を得て職業紹介事業等を行うこと、職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割にかんがみその適正な運営を確保すること等により、各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、もつて職業の安定を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする」と規定しており、同法第5条は政府がこの目的を達成するため、次に掲げる業務を行うこととされている。

- 1 労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図ること。
- 2 失業者に対し、職業に就く機会を与えるために、必要な政策を樹立し、その実施に努めること。
- 3 求職者に対し、迅速に、その能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び求人者に対し、その必要とする労働力を充足するために、無料の職業紹介事業を行うこと。
- 4 政府以外の者の行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業等を労働者及び公共の利益を増進するように、指導監督すること。
- 5 求職者に対し、必要な職業指導を行うこと。
- 6 個人、団体、学校又は関係行政庁の協力を得て、公共職業安定所の業務の運営の改善向上を図ること。
- 7 雇用保険法の規定によって、給付を受けるべき者について、職業紹介又は職業指導を行い、雇用保険制度の健全な運用を図ること。

### 〔第2条関係〕

前回までの報告について、以下のとおり改める。

日本においては、中央に厚生労働省職業安定局、その下部組織として都道府県労働局及び公共職業安定所及び同出張所が設置され、これらの職業安定組織は、国の指揮監督の下にある全国的体系の網状組織から成り、その職員は政府の更迭及び不当な外部からの影響と無関係であり、身分の安定を保障される国家公務員が厚生労働大臣の任命により配置されている。

この全国的体系を指揮監督する責任をもつ国の機関は、厚生労働大臣であって、

厚生労働省には職業安定局があり、その長である職業安定局長は、厚生労働大臣の指揮監督を受け、職業安定法の施行に関する事項について、都道府県労働局長を指揮監督するとともに、公共職業安定所の指揮監督に関する基準の制定、産業に必要な労働力を充足するための対策の企画及び実施、失業対策の企画及び実施、労働力の需要供給を調整するための主要労働力需要供給圏の決定、職業指導の企画及び実施その他同法の施行に関し必要な事務をつかさどり、所属の職員を指揮監督している（職業安定法第6条）。

また、都道府県労働局長は、職業安定局長の指揮監督を受け、職業安定法の施行に関する事項について、公共職業安定所の業務の連絡統一に関する業務をつかさどり、所属の職員及び公共職業安定所長を指揮監督している（職業安定法第7条）

さらに、公共職業安定所は、職業紹介、職業指導、雇用保険その他職業安定法の目的を達成するために必要な業務を行い、無料で公共に奉仕する機関であって、公共職業安定所長は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、所務をつかさどり、所属の職員を指揮監督している（職業安定法第8条）。

#### 〔第3条関係〕

前回までの報告に、以下の記述を追加する。

2005年6月1日～2007年5月31日においては、19所について見直しを行ったところである（新設1所、統廃合18所）。

#### 〔第4条及び第5条関係〕

各審議会の主な活動状況は別添1のとおり。

#### 〔第6条関係〕

##### 第6条（a）について

職業安定組織が実施すべき職業紹介の業務に係る前回までの報告に、以下の記述を追加する。

- ・ ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（2002年法律第105号）に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（2003年7月策定）」を踏まえ、ホームレスに対してきめ細かな職業相談や就業ニーズに応じた求人開拓等を行うとともに、技能講習、試行雇用等を実施し、その就労による自立を図っている。
- ・ 港湾労働法に基づき、以下の事項について定めた港湾雇用安定等計画（5カ年）を策定し、港湾労働法の適用港湾（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門）における港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図

っている。

- ① 港湾労働者の雇用の動向に関する事項
- ② 労働力の需給の調整の目標に関する事項
- ③ 港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上を促進するための方策に関する事項

- ④ 港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策に関する事項

- ・ 生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、公共職業安定所と福祉事務所等とが連携し、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じた担当者制のきめ細かな就労支援を行い、その就労による自立を図る「生活保護受給者等就労支援事業（２００５年４月開始）」を実施している。

- ・ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、各企業における６５歳までの安定した雇用の確保のために、事業主に対する個別の援助や助言・相談による高年齢者雇用確保措置の円滑な導入を図るとともに、ハローワーク等において、当該雇用確保措置の実施状況を把握し、未実施企業に対する集中的な個別指導、集団指導等を計画的、積極的に実施している。

また、「７０歳まで働ける企業」の普及・促進を図るため、企業先進事例の収集・提供や事業主に対する支援・啓発等を実施している。

- ・ ２００５年７月、障害者の雇用の促進等に関する法律について、①精神障害者に対する雇用対策の強化、②在宅就業障害者に対する支援、③障害者福祉施策との有機的な連携による、障害者の福祉的就労から一般雇用への移行促進など障害者雇用施策の充実強化を図るための改正を行った。

また、２００７年４月から、ハローワークが中心となり、地域の福祉施設・特別支援学校、障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センター等の他の行政機関や支援機関と連携して「障害者就労支援チーム」を編成し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う取組（「チーム支援」）を全国で実施している（２００５年４月からモデル事業実施）。

さらに、２００６年４月から障害者雇用率達成指導基準を見直し、「雇入れ計画作成命令」の対象範囲を拡大し、ハローワーク等による障害者雇用率未達成企業に対する指導の強化を行っている。

- ・ ２００５年１０月、建設労働者の雇用の改善等に関する法律の改正により、以下のとおり、建設業の特質に着目した需給調整の仕組みを新たに設けるなど、その雇用の安定のための方策が講じられた。

- ① 建設労働者の雇用の改善等の措置と建設業務有料職業紹介事業又は建設業務労働者就業機会確保事業に関する措置を厚生労働大臣の認定を受けて一体的に行うための実施計画

- ② 実施計画の認定を受けた事業主団体が厚生労働大臣の許可を受けて構成事業主を求人者とし、又は構成事業主に常時雇用される労働者を求職者とする建設業務有料職業紹介事業

- ③ 実施計画の認定を受けた事業主団体の構成事業主が厚生労働大臣の許可

を受けて、自己の常時雇用する労働者を他の構成事業主の下で就業させることを可能にする建設業務労働者就業機会確保事業

- ・ 2006年4月から、刑務所出所者等に対して公共職業安定所と保護観察所等とが連携し、職業相談、職業紹介や協力雇用主を対象とした求人開拓を行うとともに、試行雇用奨励金の支給等の就労支援を行い、その就労による自立を図る「刑務所出所者等就労支援事業」を実施している。
- ・ 各都道府県1カ所の公共職業安定所に設置された「就農等支援コーナー（全国47カ所）」において、農業関連情報の収集、提供等や職業相談、職業紹介等を実施するとともに、2006年4月よりフリーター（※下記参照）等が多い地域においては、フリーター等の若者に対する農業への就業支援を実施する支援員を就農等支援コーナーに配置している。

※ フリーター：年齢は15～35歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、①雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、②完全失業率のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者

- ・ 2006年4月から、フリーターの増加傾向の転換を図るべく開始した「フリーター20万人常用雇用化プラン（2005年5月開始）」について、その目標を25万人まで引き上げた「フリーター25万人常用雇用化プラン」を実施するとともに、2007年4月からは、改善の遅れている年長フリーター（25～35歳）の常用雇用化の支援に重点を置いて、同プランを推進している。
- ・ 2006年4月から、全国12箇所にマザーズハローワークを設置し、再就職を希望する子育て女性等に対して就職支援を行っている。

具体的には、子ども連れでも来所しやすい体制を整備するとともに、求職活動の準備が整い、すぐにでも再就職を希望する方に対し、担当者制の職業相談や、地方公共団体等との連携により、保育サービス等の子育て情報の提供や仕事と子育ての両立支援に取り組む企業の情報等を提供するなど、再就職に向けた総合的な支援を行っている。また、仕事と子育ての両立がしやすい求人確保するため、求人開拓の際に、事業主に対し、年齢制限の緩和や柔軟な就業時間の設定などの助言・指導等を行っている。

さらに、2007年4月からは、マザーズハローワーク未設置県の主要な公共職業安定所にマザーズサロンを設置して、同様のサービスを展開している。

- ・ 2006年6月、人口減少社会を迎える中において我が国経済社会の活力を維持・向上していくためには今後の経済社会を支える青少年の実践的な職業能力を高め、その雇用の安定を図るとともに、団塊の世代が職業生活からの引退過程に入ることに伴う「2007年問題」に的確に対処することが喫緊の課題であるとの認識の下、中小企業労働力確保法等を改正。実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する雇用管理の改善に取り組む中小企業に対する支援制度を創設し、同年10

月から実施している。

- ・ 2007年2月に、若者の募集、採用方法の改善等による雇用機会の確保、募集・採用に係る年齢制限の禁止の義務化、外国人労働者の適正な雇用管理の推進等を内容とした雇用対策法の改正法案を第166回通常国会へ提出したところである。今後は、改正法案の内容を徹底するため、ハローワーク等において事業主指導等を強力に実施することとしている。
- ・ 2007年4月から、「再就職プランナーによる早期再就職支援（2004年4月開始）」を拡充させ、新たに「再チャレンジプランナーによる計画的な求職活動支援」を開始した。自ら再就職の実現に向けた計画の策定が可能なものに対しては、その計画策定についての助言等を行い、それが困難な者に対しては、キャリアの自己点検、能力再開発、求職活動のノウハウの付与、メンタル面や生活面の相談・助言等からなる総合的な支援計画を策定するとともに、必要な支援への誘導等を行うことにより、計画的な求職活動を支援している。
- ・ 2007年4月から、公共職業安定所が労働力需給調整機能を効果的に発揮するために、求人者に対する求人充足サービスの拡充・強化を図っている。  
求人者の採用ニーズを的確に捉え、コンサルティングサービスを実施する等の求人充足率向上に向けた支援を強化するとともに、求職者の就職希望を十分に踏まえた積極的なマッチングサービスを提供し、求人と求職のマッチング促進を図っている。
- ・ 2007年4月より、林業就業経験がない等の林業求職者の林業への円滑な就業を支援するため、林業の主要作業の講習等を実施している。

#### 第6条 (b) について

前回までの報告に、以下の記述を追加する。

- ・ 雇用対策法第18条に基づき、労働者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、求職者、事業者等に対し、職業転換給付金を支給している。また、雇用対策法第24条に基づき、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者の職業の安定を図るため、事業主は、再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けなければならないものとするとともに、認定を受けた計画に基づき対象労働者の再就職援助のための措置を講じた場合に労働移動支援助成金を支給している。
- ・ 2007年2月に、地域雇用開発のための措置を講じる地域類型を4類型から、特に雇用情勢が悪い地域と雇用創造に向けた意欲が高い地域の2類型に再編し、雇用情勢が厳しい地域に対して支援を重点化することを内容とした地域雇用開発促進法の改正法案を第166回通常国会へ提出した。

#### 第6条 (c) について

前回までの報告について、以下のとおり改める。

- ・ 厚生労働大臣は、求人と求職との迅速かつ適正な結合に資するため、労働力

の需給の状況、求人及び求職の条件等に必要な雇用に関する情報を収集、整理するとともに、これら情報を、求職者、求人者等や職業紹介機関等の関係機関に対し、職業の選択、労働者の雇入れ、職業指導、職業紹介等に活用できるように提供している。なお、厚生労働大臣は、上記の雇用情報の収集、整理及び活用並びに利用のための提供が迅速かつ効果的に行われるために必要な組織を維持、整備しなければならないとされている（雇用対策法第11条）。

また、厚生労働大臣は、職業の現況、職業に関する適性の検査など職業に関する基礎的事項について、調査研究をするとともに、当該調査研究が迅速かつ効果的に行われるために必要な組織を維持、整備しなければならないとされている（雇用対策法第12条）。

- ・ また、職業安定機関等は、労働者の雇入れや適性検査など雇用に関する事項について事業主等の関係者から援助を求められたときは、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を活用してその者に対して必要な助言その他の措置を行うこととされている（雇用対策法第15条）。
- ・ 職業安定局長は、都道府県労働局及び公共職業安定所が職業安定法の規定に基づき行う業務報告の様式を定めるとともに、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に資するため、都道府県労働局及び公共職業安定所からの労働力の需要供給に関する調査報告等により、雇用及び失業の状況に関する情報を収集し、当該情報の整理、分析、公表等を行っている（職業安定法第13条及び第14条、同法施行規則第9条及び第10条）。また、職業に関する調査研究の成果等に基づき、職業紹介事業、労働者の募集及び労働者供給事業に共通して使用されるべき標準職業名を定め、職業解説及び職業分類表を作成し、並びにそれらの普及に努めている（職業安定法第15条、同法施行規則第11条）。

現在職業安定行政組織内の調査統計に関しては、職業安定局に雇用政策課が、又都道府県労働局職業安定部には職業安定課が、公共職業安定所には調査担当係が置かれ、職業安定局雇用政策課においては、都道府県労働局及び公共職業安定所より報告してくる定期又は不定期の統計調査資料を整理、分析、集計し、定期的に刊行している。又雇用の趨勢に関する全国的統計資料の収集及び公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が実施する毎月勤労統計等により行われており、職業安定局長は、統計情報部及び政府部内の統計担当機関と連絡を行い、雇用失業状況の分析を行っている。これらの資料は、定期的に刊行され、関係政府機関、使用者団体及び労働者団体並びに一般国民によって利用されている。

#### 第6条（d）について

前回までの報告に、以下の記述を追加する。

2007年4月に、雇用保険制度の安定的な運営を確保するため、雇用保険法を改正し、基本手当の受給資格要件の一本化や教育訓練給付の受給要件緩和等の見直しを行った。

雇用保険法における失業の認定とは、雇用保険の受給資格者が基本手当を受給



しようとする場合、失業状態（＝労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態）にあることを確認する業務であり、この失業認定業務を適切に実施するため、

- ① 雇用保険の受給資格者は、離職後、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしなければならず、
- ② 労働の意思の確認のため、求職活動実績を書面（自己申告）で審査しその事実を確認することはもとより、個々の受給者と面談や職業指導、職業紹介を実施し、これに対する態度や労働市場の状況等を見ながら、労働の意思を慎重に確認するという形で、失業認定業務と職業相談・職業紹介業務とを一体的に実施するほか、
- ③ 失業認定の際、職業紹介等を拒否した者等には一定期間給付を行わない処分である給付制限を行い、また、偽りその他の不正行為により受給した者に対しては、支給停止や返還命令、納付命令といった行政処分との一体的な実施も行っている。

このような失業認定業務をより一層適正に実施するため、前回までに報告した2002年9月、2005年1月の措置に加え、2005年9月、2006年4月及び2007年2月の計3回にわたり、失業認定部門と職業紹介部門の連携を強化するために、

- ① 失業認定日に認定対象者に対する職業相談・職業紹介を原則実施する、
  - ② 失業認定日に職業相談・職業紹介を確実に実施するため、
    - (1) 失業認定日に全員相談が実施できない所を中心に、認定時間の設定をさらに工夫する、
    - (2) 初回認定日には必ず、職業相談部門において全員相談を実施する、
    - (3) 必要があれば、失業認定・給付部門で職業相談を行えるよう配慮する。
- などを指示し、失業認定業務と職業紹介業務の更なる一体化を図る等により、失業認定業務の適正な実施を確保し雇用保険受給資格者の早期再就職等を促進してきた。

さらに、このような制度趣旨を一層徹底する観点から、2007年4月に、雇用保険法施行規則（1975年労働省令第3号）において、失業の認定にあたって行われる求職活動の内容の確認の際、受給資格者に対し職業紹介又は職業指導を行う旨の規定を設けることとした。

## 第6条（e）について

前回までの報告に、以下の記述を追加する。

- ・ 厚生労働大臣は、求人と求職との迅速かつ適正な結合に資するため、労働力の需給の状況、求人及び求職の条件等に必要雇用に関する情報を収集、整理するとともに、これら情報を、求職者、求人者等や職業紹介機関等の関係機関に対し、職業の選択、労働者の雇入れ、職業指導、職業紹介等に活用できるように提供している。なお、厚生労働大臣は、上記の雇用情報の収集、

整理及び活用並びに利用のための提供が迅速かつ効果的に行われるために必要な組織を維持、整備しなければならないとされている（雇用対策法第11条）。

また、厚生労働大臣は、職業の現況、職業に関する適性の検査など職業に関する基礎的事項について、調査研究をするとともに、当該調査研究が迅速かつ効果的に行われるために必要な組織を維持、整備しなければならないとされている（雇用対策法第12条）。

- ・ また、職業安定機関等は、労働者の雇入れや適性検査など雇用に関する事項について事業主等の関係者から援助を求められたときは、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を活用してその者に対して必要な助言その他の措置を行うこととされている（雇用対策法第15条）。
- ・ 職業安定機関は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、雇用情報の充実、労働力の需要供給の調整に係る技術の向上等に関し、職業紹介事業者等と相互に協力している（職業安定法第5条の2）。

また、職業安定局長は、職業に関する調査研究の成果等に基づき、職業紹介事業、労働者の募集及び労働者供給事業に共通して使用されるべき標準職業名を定め、職業解説及び職業分類表を作成し、並びにそれらの普及に努めている（職業安定法第15条）。

- ・ 官民の連携による労働力需給調整機能の強化を図るため、求職者がインターネットを利用して官民の参加機関の有する豊富な求人情報等を一覽し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするシステムである「しごと情報ネット」を運営している（2001年8月から実施）。
- ・ 2005年4月から、公共職業安定所、無料職業紹介事業を実施している地方公共団体及び地域内の民間職業紹介事業所の職業相談、紹介業務の担当者が、それぞれの特性を活かしつつ地域の労働市場に適った職業相談、紹介を展開することにより地域内のミスマッチ解消を図るため、職業相談・紹介過程に関する情報交換等を行うとともに、職業相談・紹介技法の向上を図る場として、官民交流会を実施している。

なお、直接的には本条に関係ないが、関連する事項として以下の取組みを行っている。

- ・ 失業等給付受給者に対し、積極的な自己PR方法、履歴書・職務経歴書の書き方等就職活動に必要な知識や技法を身につけさせる就職支援セミナーを民間委託により実施している（2002年から実施）。
- ・ 都道府県の主体的な取組により設置される若年者のためのワンストップサービスセンター（通称ジョブカフェ）（全国46都道府県85ヶ所（2007年4月1日現在））において、若年者に対する幅広い就職支援メニューがワンストップで提供されている（2004年から実施）。
- ・ 長期失業者（求職活動期間が1年以上）に対するセミナー、キャリアコンサルティング、職業紹介等の就職支援事業を民間委託により実施している（20

04年から実施)。

- ・ 2005年6月から、キャリア交流プラザ事業、若年者版キャリア交流プラザ事業及び求人開拓事業について、市場化テストのモデル事業を実施し、2007年から、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(2006年法律第51号)に基づき、人材銀行事業、キャリア交流プラザ事業及び求人開拓事業について、市場化テストを本格実施。(詳細は〔2006年条約勧告適用専門家委員会ILO第88号条約オブザベーションについて〕を参照願いたい。)

〔2006年条約勧告適用専門家委員会ILO第88号条約オブザベーションについて〕

- ・ 国の機関の指揮監督下にある職業安定機関の全国的体系で構成される職業安定組織(条約第2条)が、条約第6条により意図されている機能を実行する方法は、前回までの報告及び今回の報告を参照されたい。
- ・ オブザベーションにおける指摘については、以下のとおりである。
- ・ 政府は、公務員により組織された(条約第9条)、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される職業安定組織(条約第2条、第6条)を設置し、全国的体系による職業紹介等を行っている。
- ・ 2005年6月から市場化テストのモデル事業を実施しており、また2007年4月からは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき、以下の対象事業について市場化テストを実施している。なお、市場化テストを実施している事業については、その効果を十分に検証していく必要があると考えており、2005年6月～2006年5月までの市場化テストのモデル事業の結果及び評価は別添2-1、2-2、2-3のとおりである。

#### ○人材銀行事業

40歳以上の管理職、専門、技術職に特化した自己完結型の職業紹介を行うもの(全国12か所のうち3か所で市場化テストを実施。)

#### ○キャリア交流プラザ事業

中高年ホワイトカラー、壮年技術者、中高年長期失業者を対象に、セミナー、ガイダンス、キャリアコンサルティング等を行うもの(全国15か所のうち8か所で市場化テストを実施。)

#### ○求人開拓事業

雇用失業情勢の厳しい地域で求人を開拓するもの(全国39地域のうち2地域で市場化テストを実施。)

- ・ 人材銀行事業は、上記の全国的体系による職業安定組織とは異なり、ネットワークを構成せず全国12カ所各々において行われるものであり、また、キャリア交流プラザ事業及び求人開拓事業は、条約上職業安定組織が行わなければ

ならない業務とはされていない。

〔第7条関係〕

第7条 (a) について

前回までの報告に、以下の記述を追加する。

- ・ 港湾労働法に基づき、以下の事項について定めた港湾雇用安定等計画（5カ年）を策定し、港湾労働法の適用港湾（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門）における港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図っている。
  - ① 港湾労働者の雇用の動向に関する事項
  - ② 労働力の需給の調整の目標に関する事項
  - ③ 港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上を促進するための方策に関する事項
  - ④ 港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策に関する事項
- ・ 2005年10月、建設労働者の雇用の改善等に関する法律の改正により、以下のとおり、建設業の特質に着目した需給調整の仕組みを新たに設けるなど、その雇用の安定のための方策が講じられた。
  - ① 建設労働者の雇用の改善等の措置と建設業務有料職業紹介事業又は建設業務労働者就業機会確保事業に関する措置を厚生労働大臣の認定を受けて一体的に行うための実施計画
  - ② 実施計画の認定を受けた事業主団体が厚生労働大臣の許可を受けて構成事業主を求人者とし、又は構成事業主に常時雇用される労働者を求職者とする建設業務有料職業紹介事業
  - ③ 実施計画の認定を受けた事業主団体の構成事業主が厚生労働大臣の許可を受けて、自己の常時雇用する労働者を他の構成事業主の下で就業させることを可能にする建設業務労働者就業機会確保事業
- ・ 各都道府県1カ所の公共職業安定所に設置された「就農等支援コーナー（全国47カ所）」において、農業関連情報の収集、提供等や職業相談、職業紹介等を実施するとともに、2006年4月よりフリーター等が多い地域においては、フリーター等の若者に対する農業への就業支援を実施する支援員を就農等支援コーナーに配置している。
- ・ 2007年4月より、林業就業経験がない等の林業求職者の林業への円滑な就業を支援するため、林業の主要作業の講習等を実施している。

第7条 (b) について

前回までの報告に、以下の記述を追加する。

- ・ ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（2002年法律第105号）に基づき「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（2003年7月策

定)」を踏まえ、ホームレスに対してきめ細かな職業相談や就業ニーズに応じた求人開拓等を行うとともに、技能講習、試行雇用等を実施し、その就労による自立を図っている。

- ・ 生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、ハローワークと福祉事務所等とが連携し、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じた担当者制のきめ細かな就労支援を行い、その就労による自立を図る「生活保護受給者等就労支援事業（2005年4月開始）」を実施している。

- ・ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、各企業における65歳までの安定した雇用の確保のために、事業主に対する個別の援助や助言・相談による高年齢者雇用確保措置の円滑な導入を図るとともに、ハローワーク等において、当該雇用確保措置の実施状況を把握し、未実施企業に対する集中的な個別指導、集団指導等を計画的、積極的に実施している。

また、「70歳まで働ける企業」の普及・促進を図るため、企業先進事例の収集・提供や事業主に対する支援・啓発等を実施している。

- ・ 2005年7月、障害者の雇用の促進等に関する法律について、①精神障害者に対する雇用対策の強化、②在宅就業障害者に対する支援、③障害者福祉施策との有機的な連携による、障害者の福祉的就労から一般雇用への移行促進など障害者雇用施策の充実強化を図るための改正を行った。

また、2007年4月から、ハローワークが中心となり、地域の福祉施設・特別支援学校、障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センター等の他の行政機関や支援機関と連携して「障害者就労支援チーム」を編成し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う取組（「チーム支援」）を全国で実施している（2005年4月からモデル事業実施）。

さらに、2006年4月から障害者雇用率達成指導基準を見直し、「雇入れ計画作成命令」の対象範囲を拡大し、ハローワーク等による障害者雇用率未達成企業に対する指導の強化を行っている。

- ・ 2006年4月から、刑務所出所者等に対してハローワークと保護観察所等とが連携し、職業相談、職業紹介や協力雇用主を対象とした求人開拓を行うとともに、試行雇用奨励金の支給等の就労支援を行い、その就労による自立を図る「刑務所出所者等就労支援事業」を実施している。

〔第8条関係〕 修正・追加なし

〔第9条関係〕

第9条1について

前回までの報告について、以下のとおり改める。

職業安定組織の職員は、すべて厚生労働大臣が任命する国家公務員である。

国家公務員の分限及び勤務条件は、国家公務員法第3章により規定されている。分限については、公務の中立性・安定性を確保する観点から、同章により、不利益な身分上の変更は法律又は人事院規則に定める事由による場合のみに制限され、政府の更迭及び不当な外部からの影響と無関係であり、身分の安定は保障されている。勤務条件については、同章に基づき、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等により、具体的な勤務条件が詳細に法定されている。

また、これら職業安定組織の職員は、公共職業安定所その他の職業安定機関の業務が効果的に行われるために、人事院の定める資格又は経験を有する者でなければならない（職業安定法第9条）、さらに公共職業安定所には、専門的知識に基づいて職業指導を行う就職促進指導官が配置されている（職業安定法第9条）。

なお、職業安定組織の職員は、全国的体系を指揮監督する責任をもつ厚生労働大臣の指揮監督の下、職業安定法等の施行に関する事項について必要な事務等をつかさどる職業安定局長、都道府県労働局長又は公共職業安定所長の指揮監督を受けている（職業安定法第6、7、8条）。

#### 第9条2、3、4について

修正・追加なし

#### 〔第10条関係〕

前回までの報告について、以下のとおり改める。

職業安定行政は、サービス行政である点に鑑み、職業安定機関の行う業務の周知宣伝に重点をおいて取り組んでおり、職業安定法第52条の2においては職業紹介、職業指導、雇用保険等の業務の周知宣伝の実施に努めなければならないとされている。厚生労働省職業安定局、都道府県労働局及び公共職業安定所には、広報担当者を設け、職業安定機関が必要に応じ、きちんと利用されるよう、法律の目的、業務の内容、業務運営の状況等を様々な方法で国民に周知宣伝している。

また、職業安定局においては、職業安定業務に係る制度の周知宣伝について、労使団体に対し援助協力を依頼し、さらに各種会議やインターネットを活用する等により、強力に取り組んでいる。

#### 〔第11条関係〕

前回までの報告について、以下のとおり改める。

- ・ 日本においては、職業安定機関以外の者の行う職業紹介については、原則として厚生労働大臣の許可が必要であり、その他その実施について厳重な法的規制を設けている（職業安定法第3章）。
- ・ 一方、学校が無料の職業紹介事業を行う場合、農協、商工会議所等の特別の

法律により設立された法人が構成員等を対象にして無料の職業紹介事業を行う場合、地方公共団体が自らの施策に関する業務に附帯して無料の職業紹介事業を行う場合及び労働者の募集を無料で委託する場合においては、厚生労働大臣の許可は必要ではなく、厚生労働大臣に届け出れば足りることとなっている。

- ・ いずれにしても、職業安定機関以外の者で職業紹介事業を行う者は、職業安定局長の定める手続及び様式に従って、一定の帳簿書類を備えつけるとともに、業務報告書を職業安定局長に提出することになっており(職業安定法第33条第4項、同法施行規則第25条第1項)、また必要な場合には職業安定機関は、職業紹介事業等を行う者に対し、所要の報告をさせ、その職員をして事業場に臨検し、事業若しくは業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査することができることになっている(職業安定法第50条)。
- ・ 以上のように、職業安定機関は、絶えず職業紹介事業等を行う者について上記のように監督を行うとともに、適切な指導を行い、これら事業が円滑に運営されるよう協力をしている。
- ・ 職業安定機関は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、雇用情報の充実、労働力の需要供給の調整に係る技術の向上等に関し、職業紹介事業者等と相互に協力するよう努めなければならないほか(職業安定法第5条の2)、特に、地方公共団体等が無料の職業紹介事業を行う場合や労働組合等が許可を得て無料の労働者供給事業を行う場合については、公共職業安定所は、求人情報の提供など雇用情報、職業に関する調査研究の成果等の提供その他当該無料の職業紹介事業等の運営についての援助を与えることができることとされている(職業安定法第33条の5、第46条)。

〔第12条関係〕修正・追加なし

### 3 質問Ⅲについて

前回までの報告について、以下のとおり改める。

- ・ 職業安定組織は、国の指揮監督の下にある全国的体系の網状組織から成り、この全国的体系を指揮監督する責任をもつ国の機関は、厚生労働大臣であり、職業安定法、雇用保険法等の施行の責任についても、厚生労働大臣に属している。

厚生労働省には職業安定局があり、その長である職業安定局長は、厚生労働大臣の指揮監督を受け、職業安定法等の施行に関する事項について、都道府県労働局長を指揮監督するとともに、公共職業安定所の指揮監督に関する基準の制定、産業に必要な労働力を充足するための対策の企画及び実施、失業対策の企画及び実施、労働力の需要供給を調整するための主要労働力需要供給圏の決定、職業指導の企画及び実施その他職業安定法等の施行に関し必要な事務をつかさどり、所属の職員を指揮監督している(職業安定法第6条)。

また、都道府県労働局長は、職業安定局長の指揮監督を受け、職業安定法等の施行に関する事項について、公共職業安定所の業務の連絡統一に関する業務をつかさどり、所属の職員及び公共職業安定所長を指揮監督している（職業安定法第7条）。公共職業安定所は、職業紹介、職業指導、雇用保険その他職業安定法等の目的を達成するために必要な業務を行い、無料で公共に奉仕する機関であって、公共職業安定所長は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、所務をつかさどり、所属の職員を指揮監督している（職業安定法第8条）。なお、実施細目、例外指示等は、職業安定局長よりの指示（通達）として出される。

- ・ 職業安定機関内部の監察制度としては、厚生労働省職業安定局に中央職業安定監察官及び中央雇用保険監察官が、都道府県労働局に地方職業安定監察官及び地方雇用保険監察官が設けられ、都道府県労働局及び公共職業安定所の業務が国の政策及び基準に合致して行われているかどうかを査察検明している。
- ・ 国の地方行政機関である公共職業安定所の設置については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第4項に基づき、国会の承認を経る必要がある。

#### 4 質問Ⅳについて

- ・ 2007年4月1日現在の公共職業安定機関の数は次のとおりである。

公共職業安定所	466所（うち2所は、日雇労働職業紹介専門）
公共職業安定所出張所	100所（うち6所は、日雇労働職業紹介専門）
公共職業安定所分室	18所（うち2所は、日雇労働職業紹介専門）
- ・ 求人、求職者数、照会件数及び就職件数については、別添3のとおり。

#### 5 質問Ⅴについて

前回までの報告に修正又は追加すべき事項はない。

#### 6 質問Ⅵについて

前回までの報告に修正又は追加すべき事項はない。

#### 7 質問Ⅶについて

本報告の写しを送付した代表的労使団体は下記のとおり。

（使用者団体）日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会



〔第 4 条及び第 5 条関係〕

各審議会の主な審議内容は次のとおりである。

(2005年6月1日から2007年5月31日まで)

労働政策審議会職業安定分科会

2005年度

- ・ 雇用政策研究会の報告について
- ・ 平成16年度の雇用保険三事業による事業の評価について
- ・ 改正建設労働者雇用改善法の施行に伴う政省令等について
- ・ 中小企業における技能継承に係る支援策について
- ・ 労働者派遣事業の適性な確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱について
- ・ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案要綱（職業安定法関係部分）等について
- ・ 雇用保険制度見直しについて
- ・ 職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の改正について
- ・ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について
- ・ 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令について
- ・ 介護雇用管理改善等計画の改正について
- ・ 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案要項（労働保険料の徴収等に関する法律の一部改正関係）について

2006年度

- ・ ハローワーク関係業務の平成18年度目標設定について
- ・ 地域雇用戦略会議について
- ・ 職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う省令及び告示の改正等について
- ・ 雇用保険制度の見直しについて
- ・ 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令要綱案について
- ・ 人口減少下における雇用対策の検討について
- ・ 雇用保険部会報告書について
- ・ 雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱について
- ・ 雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案要綱について
- ・ 高年齢者等職業安定対策基本方針の一部を改正する告示案について

2007年度

- ・ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険律を変更す

る告示案について

- ・ 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案について

#### 労働政策審議会障害者雇用分科会

##### 2005年度

- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律の改正について
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱について
- ・ プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン（案）について
- ・ 障害者の在宅就業に対する支援について
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱について
- ・ 身体障害者及び知的障害者の雇用状況について

##### 2006年度

- ・ 障害者雇用の現状について
- ・ 平成19年度障害者雇用施策関係予算案の主要事項について
- ・ 障害者雇用施策の充実・強化について

# キャリア交流プラザ事業に係る実績評価について

(17年度市場化テストモデル事業)

## 1 事業概要

- ① 中高年ホワイトカラー求職者、壮年技術者及び中高年長期失業者を対象として、求職活動に有用な知識の付与、経験交流、キャリアコンサルティング等を集中的に実施し、これらの者の再就職の促進を図る「キャリア交流プラザ事業」について、平成17年6月から18年5月まで、市場化テストモデル事業を実施。
- ② 全国15カ所のうち、5カ所（北海道、埼玉、東京、愛知、京都）を民間に委託。

## 2 受託事業者

- ① 北海道：キャリアバンク（株）
- ② 埼玉：(株) ブライトキャリア
- ③ 東京：(株) ジェイマムチェンジコンサルティング
- ④ 愛知：(株) ブライトキャリア
- ⑤ 京都：オムロンパーソネル（株）

## 3 実績評価（別紙1及び別紙2参照）

- ① **就職率**（支援対象者のうち実際に就職できた者の割合）や**定着率**（就職した支援対象者のうち、その職場に定着した者の割合）については、個々のキャリア交流プラザによる違いもあるものの、おおむね国が民間を上回っている。こうした傾向は、60歳以上の求職者や長期失業者等、就職の困難度が相対的に高い求職者についてより顕著。

※ 民間実施地域では、就職率が52.2%、定着率が75.7%、国実施地域では、就職率が55.0%、定着率が80.6%（いずれも各キャリア交流プラザの平均）。

- ② **コスト**（就職1件当たりによりた経費等）についても、全体として、民間実施地域に比べ国実施地域の方が安くなっている。

※ 民間実施地域では、就職1件当たりの経費が15.3万円、定着就職1件当たりの経費が20.3万円、国実施地域では、それぞれ14.5万円、18.1万円（支援対象規模を統制した上での比較）

- ③ **サービスに対する利用者の満足度**については、国実施地域（満足：86.1%）が民間実施地域（満足：82.7%）をやや上回るが、いずれにおいても高い満足度となっている。

- ④ **就職経路**については、ハローワークの紹介が、民間実施地域で47.7%、国実施地域で59.2%と、いずれにおいても大きな割合を占めている。民間事業者自身の紹介による就職は1割未満。

## キャリア交流プラザ事業(平成17年度市場化テストモデル事業)実績

## ・民間実施地域

都道府県名	1期あたりの 支援対象者数	支援開始者数 (A)	就職+自営 (B)	うち支援開始から満9ヵ月 となる日まで雇用又は 自営が継続されている者 (C)	(支援コース別)				②定着率 (C/B)	定着就職率 (①×②)
					①就職率 (B/A)	中高年ホワイト カラーコース	壮年技術者 コース	中高年長期 失業者コース		
東京	50	786	365	272	46.4%	47.0%	51.2%	40.6%	74.5%	34.6%
北海道	30	539	251	189	46.6%	46.1%	62.9%	40.0%	75.3%	35.1%
愛知		450	272	208	60.4%	60.8%	58.8%	50.0%	76.5%	46.2%
埼玉	20	323	177	132	54.8%	54.6%	58.3%	55.6%	74.6%	40.9%
京都		320	198	155	61.9%	62.5%	80.0%	27.3%	78.3%	48.4%
合計	—	2,418	1,263	956	52.2%	52.8%	59.1%	41.6%	75.7%	39.5%

## ・国実施地域

都道府県名	1期あたりの 支援対象者数	支援開始者数 (A)	就職+自営 (B)	うち支援開始から満9ヵ月 となる日まで雇用又は 自営が継続されている者 (C)	(支援コース別)				②定着率 (C/B)	定着就職率 (①×②)
					①就職率 (B/A)	中高年ホワイト カラーコース	壮年技術者 コース	中高年長期 失業者コース		
大阪	50	821	485	384	59.1%	58.9%	67.6%	50.0%	79.2%	46.8%
宮城	30	352	196	160	55.7%	55.0%	70.0%	52.6%	81.6%	45.5%
広島		459	213	172	46.4%	45.7%	50.0%	48.1%	80.8%	37.5%
福岡		462	239	182	51.7%	52.5%	55.6%	31.6%	76.2%	39.4%
千葉	20	298	191	165	64.1%	63.9%	62.5%	80.0%	86.4%	55.4%
神奈川		369	220	175	59.6%	61.5%	31.3%	56.4%	79.5%	47.4%
新潟		362	190	156	52.5%	51.4%	58.3%	85.7%	82.1%	43.1%
長野		361	210	175	58.2%	53.2%	65.4%	42.9%	83.3%	48.5%
兵庫		327	186	143	56.9%	61.9%	77.8%	25.0%	76.9%	43.7%
熊本		287	122	103	42.5%	40.4%	47.5%	54.2%	84.4%	35.9%
合計	—	4,098	2,252	1,815	55.0%	54.9%	60.1%	45.7%	80.6%	44.3%

## キャリア交流プラザ事業(平成17年度市場化テストモデル事業)経費比較

## ・民間実施地域

都道府県名	1期当たりの 支援対象者数	就職+自営	うち支援開始から満9か月となる日まで 雇用又は自営が継続されている者	事業実施経費(※1)			パソコン賃借料 (控除)(※3) (万円)	就職 1件当たり経費 (万円)	定着就職 1件当たり経費 (万円)
				委託費 (万円)	就職促進費 (万円)	監督費用等 (万円)			
東京	50	365	272	5,289.6	0.0	143.0	—	14.9	20.0
50人規模平均①		365.0	272.0	5,289.6	0.0	143.0	—	14.9	20.0
北海道	30	251	189	4,042.5	0.0	76.0	—	16.4	21.8
愛知		272	208	3,195.0	75.6	35.7	—	12.2	15.9
30人規模平均②		261.5	198.5	3,618.8	37.8	55.9	—	14.2	18.7
埼玉	20	177	132	3,400.8	0.0	33.9	161.4	18.5	24.8
京都		198	155	3,255.0	69.3	34.2	54.8	16.7	21.3
20人規模平均③		187.5	143.5	3,327.9	34.7	34.1	108.1	17.5	22.9
全体(規模平均計) (①+②+③)		814.0	614.0	12,236.3	72.5	232.9	108.1	15.3	20.3

## ・国実施地域

都道府県名	1期当たりの 支援対象者数	就職+自営	うち支援開始から満9か月となる日まで 雇用又は自営が継続されている者	事業実施経費(※2) (万円)	パソコン賃借料 (控除)(※3) (万円)	就職 1件当たり経費 (万円)	定着就職 1件当たり経費 (万円)
50人規模平均①		485.0	384.0	5,614.6	—	11.6	14.6
宮城	30	196	160	4,979.9	170.9	24.5	30.1
広島		213	172	3,816.9	242.2	16.8	20.8
福岡		239	182	3,450.9	—	14.4	19.0
30人規模平均②		216.0	171.3	4,082.6	137.7	18.3	23.0
千葉	20	191	165	3,222.3	264.2	15.5	17.9
神奈川		220	175	4,544.0	331.9	19.1	24.1
新潟		190	156	3,775.9	—	19.9	24.2
長野		210	175	2,773.5	—	13.2	15.8
兵庫		186	143	3,401.4	274.4	16.8	21.9
熊本		122	103	2,898.5	—	23.8	28.1
20人規模平均③			186.5	152.8	3,435.9	145.1	17.6
全体(規模平均計) (①+②+③)		887.5	708.2	13,133.1	282.8	14.5	18.1

※1 民間実施地域においてキャリア交流プラザ事業を実施するために要した経費としては、「委託費」及び「就職促進費」並びに「監督費用等」を計上しているもの。「監督費用等」には、民間事業者による事業実施経費ではないが、民間事業者との契約に係る事務や検査・指導等に要した経費について、これら業務に従事した労働局職員の人件費を当該業務従事時間で按分する方法により計上するとともに、労働局が経費を負担している採用事業所アンケート調査の実施及び周知用リーフレット等の作成経費(いずれも国実施地域の経費の中には含まれているもの。)を計上している。

※2 国実施地域の事業実施経費としては、直接事業に要した経費について、キャリア交流プラザ事業契約書の別紙「キャリア交流プラザ事業の実施に要した経費の分類について」に沿って計上するとともに、間接経費について、職員の勤務状況の把握、給与等の計算・支払、経理、物品管理等の管理業務に従事した労働局及び公共職業安定所の職員の人件費を当該業務従事時間で按分する方法により計上している。

※3 セミナー等に使用するパソコンは、買上機で対応している地域と賃借機で対応している地域に分かれ、賃借機の場合のみ賃借料が発生することとなることから、比較条件の統一を図るため、賃借機対応地域(埼玉、京都、宮城、広島、千葉、神奈川、兵庫)におけるパソコンとその付属機器に係る賃借料については全体の経費から控除することとする。

## 若年者版キャリア交流プラザ事業に係る実績評価について

(17年度市場化テストモデル事業)

## 1 事業概要

- ① 的確、円滑な就職のための支援の必要性が高い若年求職者を対象として、求職活動に有用な知識等の付与、経験交流、キャリアコンサルティング等職業紹介事業を含む一連の幅広い就職支援に関わる事業を集中的に実施し、これらの者の再就職の促進を図る若年者版キャリア交流プラザ事業について、平成17年6月から18年5月まで、市場化テストモデル事業を実施。
- ② 新たに設置した1カ所（大阪）を民間に委託。

## 2 受託事業者

(株) 学生援護会

※ 18年7月より(株)インテリジェンスと合併、社名変更

## 3 実績評価 (別紙1参照)

- ① **就職率** (支援対象者のうち実際に就職できた者の割合) については、事業者が自ら設定した目標を達成していない状況にある。

※ 就職率は44.9%。目標の就職率は55.0%。

※ 定着率は80.9%。

- ② **コスト** (就職1件当たりに要した経費等) については、就職1件当たりの経費は9.6万円、定着就職1件当たりの経費は11.8万円となっている。

※ 中高年を対象として実施しているキャリア交流プラザの実績とは、対象者の属性、支援期間、支援対象規模が異なるので単純な比較は難しいもの。

- ③ **サービスに対する利用者の満足度** については、セミナー・ガイダンスやキャリアコンサルティングに対する満足度は高いが、経験交流については受けない若者が約6割となっている。

→ 就職実績も低調であること、支援メニューのひとつである経験交流について若者の就職支援ニーズと必ずしも一致しないこと等から、今後事業として継続する必要性は低い。

(別添2-2)(別紙1)

1 若年者版キャリア交流プラザ事業(17年度市場化テストモデル事業)実績

※特段の標記がないものの単位は、人。

定員数	支援開始者数(A)	就職+自営(B)		①就職率(B/A)	②定着率(C/B)	定着就職率 (①*②)
		うち支援開始日から満9ヶ月となる日まで雇用又は自営が継続されている者(C)				
1,440	1,436	645	522	44.9%	80.9%	36.4%

2 若年者版キャリア交流プラザ事業(17年度市場化テストモデル事業)経費

定員数	就職+自営		事業実施費(単位:万円)				
	うち支援開始日から満9ヶ月となる日まで雇用又は自営が継続されている者		委託費	就職促進費	備品購入費・改修費(控除)※	就職1件当たり経費	定着就職1件当たり経費
1,440	645	522	7,035.0	0	854.7	9.6	11.8

[参考]

事業実施経費(単位:万円)		
委託費	就職1件当たり経費	定着就職1件当たり経費
7,035.0	10.9	13.5

※若年者版キャリア交流プラザ事業については備品の購入経費、改修費を委託費に含むこととしているが、これらの経費については事業運営経費ではないために除外して算出している。

## 求人開拓事業に係る実績評価について

(平成 17 年度市場化テストモデル事業)

### 1 事業概要

- ① 雇用失業情勢の厳しい地域において、求人を量的に確保するための求人開拓事業について、平成 17 年 6 月から 18 年 5 月まで、市場化テストモデル事業を実施。
- ② 全国 77 地域のうち、3 地域を民間に委託。

### 2 受託事業者

- ① 北海道札幌地域：キャリアバンク（株）
- ② 秋田中央地域：(株) 廣濟堂
- ③ 福岡北九州地域：(株) ブライトキャリア

### 3 実績評価 (別紙 1 及び別紙 2 参照)

国が直接求人開拓を実施した地域のうち、民間実施地域と雇用失業情勢や労働市場の規模等が類似する地域を比較対象地域とし、北海道札幌地域及び福岡北九州地域については兵庫神戸地域を、秋田中央地域については鹿児島鹿児島地域を、それぞれ比較対象地域として選定。

- ① **開拓求人件数**、**求人数**、**充足数** (開拓求人のうち、実際に求職者の就職に結びついたものの数) のいずれについても、**民間実施地域の実績は、比較対象とした国実施地域の水準に及ばないものとなっております**、特に**充足数**については、**民間事業者の実績は国実施地域の実績を大きく下回る**。
- ② 開拓求人に占める**正社員求人の割合**についても、**民間実施地域は国実施地域を下回る**。
- ③ **開拓求人 1 人当たり等に要したコスト**についても、**国実施地域に比べて、民間実施地域は割高となっております**、特に**充足数 1 人当たりのコスト**では、**民間実施地域は国実施地域の 3 倍程度のコストを要している**。

→ 求人開拓事業は雇用失業情勢が厳しい地域において実施されるものであることから、求人開拓が円滑に進まないことは大きな問題。



(別添2-3)(別紙1)

求人開拓事業(平成17年度市場化テストモデル事業)実績

(参考)

開拓求人件数等の各指標について、平成17年度の有効求人倍率で除したものを。

実施地域	開拓求人件数	開拓求人数	充足数 (充足率)	正社員求人の割合
北海道札幌地域(民間) (求人開拓推進員1人1月当たり)	4,074件 (30.9件)	7,550人 (57.2人)	1,296人(17.2%) (9.8人)	24.0%
福岡北九州地域(民間) (求人開拓推進員1人1月当たり)	2,657件 (18.5件)	5,357人 (37.2人)	846人(15.8%) (5.9人)	38.8%
兵庫神戸地域(国) (求人開拓推進員1人1月当たり)	4,969件 (28.2件)	8,324人 (47.3人)	2,588人(31.1%) (14.7人)	56.5%

換算開拓求人件数	換算開拓求人数	換算充足数
6,678.7 (50.6)	12,377.0 (93.8)	2,124.6 (16.1)

5,986.7 (34.0)	10,028.9 (57.0)	3,118.1 (17.7)
-------------------	--------------------	-------------------

実施地域	開拓求人件数	開拓求人数	充足数 (充足率)	正社員求人の割合
秋田中央地域(民間) (求人開拓推進員1人1月当たり)	361件 (5.0件)	698人 (9.7人)	270人(38.7%) (3.8人)	38.4%
鹿児島鹿児島地域(国) (求人開拓推進員1人1月当たり)	1,458件 (10.1件)	2,855人 (19.8人)	929人(32.5%) (6.5人)	68.7%

※ 比較対照地域

事業決定時点(平成15年度)

地域名	有効求職者数	有効求人数	有効求人倍率
北海道札幌	839,921	428,122	0.51
福岡北九州	359,814	186,380	0.52
兵庫神戸	405,478	225,873	0.56

事業実施時点(平成17年度)

地域名	有効求職者数	有効求人数	有効求人倍率
北海道札幌	813,924	492,821	0.61
福岡北九州	303,557	248,545	0.82
兵庫神戸	392,285	327,194	0.83

地域名	有効求職者数	有効求人数	有効求人倍率
秋田中央	189,625	95,005	0.50
鹿児島鹿児島	190,221	91,485	0.48

地域名	有効求職者数	有効求人数	有効求人倍率
秋田中央	175,275	108,109	0.62
鹿児島鹿児島	198,871	127,133	0.64

(参考)

	求人開拓推進員配置数	開拓求人件数	開拓求人数	充足数 (充足率)	正社員求人の割合
国実施地域(74地域)合計 (求人開拓推進員1人1月当たり)	457人 (※)	116,275件 (21.5件)	208,319人 (38.5人)	81,362人(39.1%) (15.0人)	51.9%

※ 配置期間が12カ月に満たない者も含まれる。

(別添2-3)(別紙2)

## 求人開拓事業(平成17年度市場化テストモデル事業)経費比較

実施地域	事業実施経費(※)		開拓求人件数 1件当たり経費	開拓求人数 1人当たり経費	求人充足数 1人当たり経費
	委託費	監督費用			
北海道札幌地域(民間)	38,850千円	189千円	9.6千円	5.2千円	30.1千円
福岡北九州地域(民間)	39,900千円	270千円	15.1千円	7.5千円	47.5千円
兵庫神戸地域(国)	34,317千円		6.9千円	4.1千円	13.3千円

実施地域	事業実施経費(※)		開拓求人件数 1件当たり経費	開拓求人数 1人当たり経費	求人充足数 1人当たり経費
	委託費	監督費用			
秋田中央地域(民間)	23,100千円	181千円	64.5千円	33.4千円	86.2千円
鹿児島鹿児島地域(国)	24,476千円		16.8千円	8.6千円	26.3千円

※ 民間実施地域において求人開拓事業を実施するために要した経費としては、「委託費」及び「監督費用」を計上しているもの。「監督費用」は、民間事業者との契約に係る事務や検査・指導等に要した経費について、これら事務に従事した労働局職員等の人件費を当該業務従事時間で按分する方法により計上しているもの。国実施地域においては、実際に要した経費を取りまとめたもの。

(参考)

	事業実施経費	開拓求人件数 1件当たり経費	開拓求人数 1人当たり経費	求人充足数 1人当たり経費
国実施地域(74地域)合計	1,003,192千円	8.6千円	4.8千円	12.3千円

(参考)

開拓求人件数等を平成17年度の有効求人倍率で除した換算数に係る1件当たり経費

換算開拓求人件数 1件当たり経費	換算開拓求人数 1人当たり経費	換算求人充足数 1人当たり経費
5.8千円	3.2千円	18.4千円

5.7千円	3.4千円	11.0千円
-------	-------	--------

### 別添3

(千人、千件)

年月	一 般				日雇
	新規求人	新規求職	紹介件数	就職件数	就労延数
2005.06	557	417	659	130	14
2005.07	550	381	571	114	14
2005.08	573	407	583	115	16
2005.09	597	411	608	124	16
2005.10	587	417	603	126	16
2005.11	555	370	543	118	18
2005.12	486	349	395	96	19
2006.01	617	484	542	96	16
2006.02	629	425	613	116	15
2006.03	660	483	755	166	15
2006.04	577	540	689	179	13
2006.05	557	425	631	142	13
2006.06	580	400	634	130	15
2006.07	573	379	566	115	16
2006.08	600	390	567	113	17
2006.09	609	397	602	125	15
2006.10	594	405	603	127	20
2006.11	553	352	529	115	22
2006.12	497	350	413	98	22
2007.01	595	475	556	97	22
2007.02	595	408	607	114	19
2007.03	623	449	713	156	19
2007.04	551	513	663	168	15
2007.05	543	428	641	140	17

(注)新規学卒者及びパートタイムを除く

(資料出所)厚生労働省「職業安定業務統計」